

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

まんのう町健康増進課

肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し重症化を防ぐため、高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種として位置づけられています。助成の機会を逃さないように、接種の検討をお願いいたします。

【助成回数】1回限り

【接種対象者】

まんのう町に住民登録があり、①または②に該当する方

①65歳の方（66歳の誕生日前日まで）

※この期間に接種できなかった場合、その後の接種は助成対象外（全額自己負担）となります。

②接種日時時点で60～65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身体障害者手帳1級を有する方

※ 注意 ※

これまでに、23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチンを1回以上接種した者であって、医療機関で高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は、定期接種の対象外です。（自費接種を含む。）

【接種方法】 県内の実施医療機関へ事前に予約し、接種してください（個別接種）。

【医療機関への持参物】

①同封の高齢者用肺炎球菌ワクチン予診票（紫色）・接種済証

②マイナ保険証等

③健康手帳・おくすり手帳等（接種証明を記入するため必ずお持ちください。）

※健康手帳をお持ちでない方は、かりん健康センター・福祉保険課・各支所・出張所までお越しください。

④自己負担金 3,500円（医療機関の窓口でお支払いください。）

※生活保護世帯や町民税非課税世帯の方は、別紙「予防接種費用免除（無料）の取り扱いについて」に記載の①②③いずれかの方法により、自己負担金が免除（無料）になります。

※当日、健康不良等で予診の結果、接種できず、後日に予診票が必要になった場合は、健康増進課へご連絡ください。